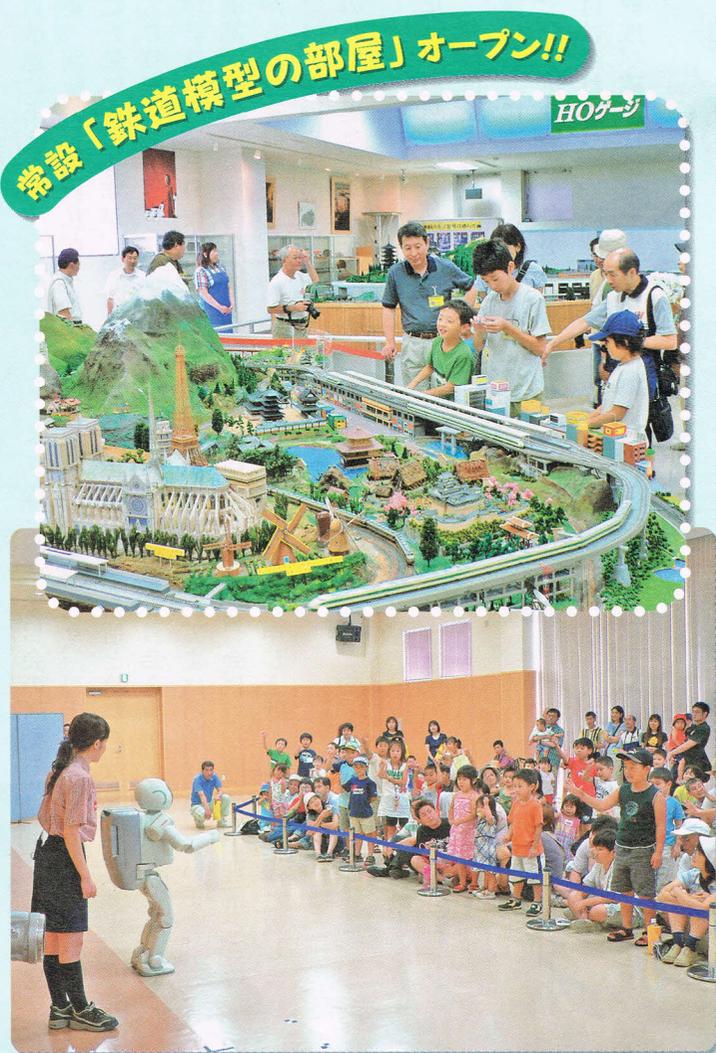


## おもちゃ博物館開館10周年



### 主な内容

- 新農業委員決まる 2~3
- 平成18年度保育園入園児募集 4~5
- 平成18年度幼稚園入園児募集 6
- 国勢調査にご協力ください 7
- 老人保健制度 8~9
- 壬生町人事行政の運営等の状況概要 15~23
- 平成17年度後期生涯学習関連施設  
講座案内 25~37

7月30日、おもちゃ博物館開館10周年を記念し、清水町長、田中町議会議長を始め関係者が出席して、記念式典が開催されました。(写真左)合わせて、「鉄道模型の部屋」がオープンし、鉄道マニアや家族連れで賑わいました。(写真右上)また、ホンダの2足歩行ロボット「ASIMO」によるデモンストラーションが行われ、その中でも子どもたちとASIMOによるジャンケンゲームは大変な人気でした。(写真右下)

# 新農業委員決まる 会長に中嶋 正氏を選出

## 多様化する農業委員会活動と新たな決意

### 壬生町農業委員会会長 中嶋 正



去る七月の農業委員改選にあたり町議会より選任をしていただき、第一回総会で不肖私が会長に推挙されました。誠に光栄に存じますが、同時に責任の重さを痛感しております。

私は、もとより浅学非才の身であります。全ての委員及び行政関係機関、事務局等の皆様のご指導、ご協力を頂きながら、認定農業者としての農業経験を生かし微力ではございますが、地域農業の振興と農村活性化のために更なる努力をする所存でございます。

本年三月に閣議決定された新たな「食料、農業、農村基本計画」では、食料自給率の向上や担い手に対する農地の利用集積と共に、従来の認定農業者に加えて地域全体で取り組む集落営農が、新たな担い手として位置付けられました。農業振興の基本となる担い手の育成、確保には唯一集落に足

場を持つ農業委員が大きな役割を担うことは言うまでもありません。

昨年、農業委員会法が改正され遊休農地の発生防止、解消対策や地産地消、食農教育の推進なども農業委員会の役割として明確に示されました。

今期から土地改良区からも委員が選任されました。町民共通の財産である美しい農村景観の保持や農業、農村の持つ多面的機能の発揮など、土地改良区と連携して推進できることは喜ばしい限りです。

この様に農業委員会の活動も時代と共に多様化しております。我々、二十三名の農業委員は農業者の代表として自信と誇りを持ち、スピーディーに行動する農業委員会を目指し委員一丸となって皆様の負託に応えてまいる所存でございます。

今後とも農業委員会に対し暖かいご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます、就任の挨拶と致します。



◀ 第一回農業委員会の様子

任期满了に伴い

新しい農業委員が決まりました。

農業に関すること

お気軽にご相談ください。

壬生地区						
① 荒川 林一	② 大師町 (70歳)	③ 壬生下馬木・新町・万町	④ 王生乙 (67歳)			
① 橋本 喜男	② 藤井 (62歳)	③ 台坪・藤井中部・田向稻荷内	④ 通町・屋敷・西高野			
① 松井 晴夫	② 現住所 (年齢)	③ 担当農事部名	④ 氏名			
(地区別、議席番号順)						
稲葉地区		壬生地区				
① 中嶋 正	② 七ツ石 (62歳)	③ 本郷・松原	④ 田崎 武雄	⑤ 壬生丁 (69歳)		
① 小野口 圭一	② 至宝町・六美町南・六美町北	③ 馬場・原宿	④ 藤井 (67歳)	⑤ 杉野 昇		
① 市川 義夫	② 表町 (58歳)	③ 第三・上表町・東下台・下表町・中表町	④ 市川 義夫	⑤ 表町 (58歳)		
南犬飼地区			稲葉地区			
① 桑川 秀夫	② 上田 (49歳)	③ 中泉(一)・(二)	④ 伊藤 充哉	⑤ 上稲葉 (66歳)	⑥ 上町	⑦ 大橋 功
① 臼井 繁	② 安塚 (64歳)	③ 安塚(一)・(二)	④ 別井 正男	⑤ 羽生田 (58歳)	⑥ 中央・台宿・下坪	⑦ 赤羽根 光
① 坂田 昇一	② 上稲葉 (51歳)	③ 稲葉下馬木・下町	④ 福和 和	⑤ 福和 和	⑥ 福和 和	⑦ 福和 和
① 赤羽根 光	② 羽生田 (63歳)	③ 西部・北原	④ 福和 和	⑤ 福和 和	⑥ 福和 和	⑦ 福和 和
南犬飼地区						
① 田中 一男	② 落合 (78歳)	③ 国谷外道・国谷(一)・(二)	④ 国谷(二)	⑤ 国谷(二)	⑥ 国谷(二)	⑦ 国谷(二)
① 吉葉 一久	② 国谷 (74歳)	③ 国谷(二)	④ 国谷(二)	⑤ 国谷(二)	⑥ 国谷(二)	⑦ 国谷(二)
① 桑川 恵一	② 上田 (54歳)	③ 上田(一)・上田(二)	④ 大垣 充	⑤ 北小林 (56歳)	⑥ 北小林(一)	⑦ 北小林(二)
① 中川 清	② 助谷 (56歳)	③ 助谷原・助谷(一)・(二)	④ 中川 又次	⑤ 国谷 (66歳)	⑥ 国谷(二)	⑦ 国谷(二)
① 中川 利夫	② 安塚 (56歳)	③ 安塚(二)	④ 中川 利夫	⑤ 安塚(二)	⑥ 上長田(一)・(二)	⑦ 上長田(一)・(二)

# 平成18年度

# 保育園入園児の

# 受付を行います



しもだい保育園

## 申込期間

9月1日～9月30日

平成18年度の保育園の入園児の受付を行いますので、入園を希望される方は、次により申込みの手続きをしてください。

### 保育園とは…

保護者が仕事をしていたり、病気療養中のために十分な保育をすることができないときに、お子さんを保護者にかわって保育することを目的としています。

### 保育園に 入園できる子どもは…

町内に住所があり、保護者の方が次の各号のいずれかに該当しており、同居の家族の方もお子さんの保育ができない場合です。「集団生活に慣れさせたいから」、「長時間預かってもらえらるから」、あるいは「経済的な理由から」ということだけでは、入園の対象なりません。

- ① 家庭外で働いているとき
- ② 家庭内で家事以外の仕事をもっているとき
- ③ 病気やケガまたは心身に障害があるとき
- ④ 病人や心身障害者の世話をしているとき
- ⑤ その他子どもの保育ができない特別の事情があるとき

### 申込期間等

9月1日(木)～9月30日(金)

### ☆保育見学会

申込期間中、保育園での児童の

様子や過ごし方など、自由に参観できますので、ご希望の保育園へお問い合わせください。

### 申込方法

入園申込書に必要事項を記入のうえ、お申し込みください。申込書は、町民生部福祉課並びに各保育園にあります。

### 入園選考

入園基準に従って、保育の必要性の高い順に入園決定をします。(申込順ではありません)

### 入園決定

申込書に基づき調査のうえ、来年1月頃保護者に通知します。

### 保育時間

午前8時30分～午後5時まで

### 特別保育

#### ☆延長保育

午後7時まで実施します。

(とおりまち保育園・やすづか保育園・壬生寺保育園・ありんこ保育園で実施)

メリーランド保育園・森の子保育園については、午後8時まで実施します。

保育の条件は、状況を調査し、

必要と認められた場合に、実施の決定をします。

保育料は、保育料に延長保育料が加算されます。

#### ☆障害児保育

心身に障害のあるお子さんで、集団保育が可能な場合にお預かりします。

#### ☆乳児保育

産休(育休)明けからお預かりします。

### 子育て相談は各保育園へ

保育園では、お子さんのしつけやことばの問題など、子育てに関する相談をお受けしています。

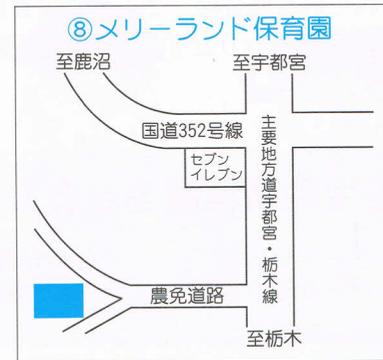
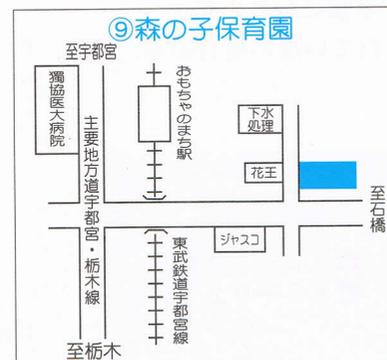
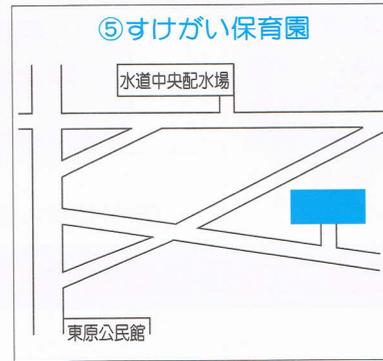
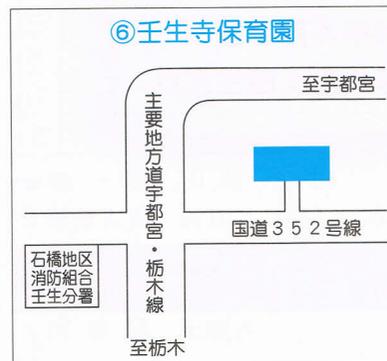
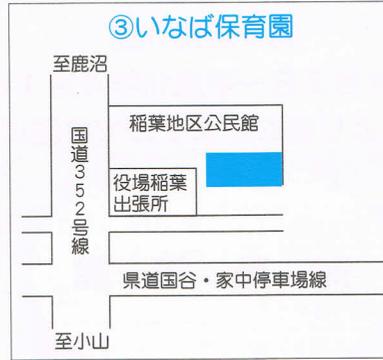
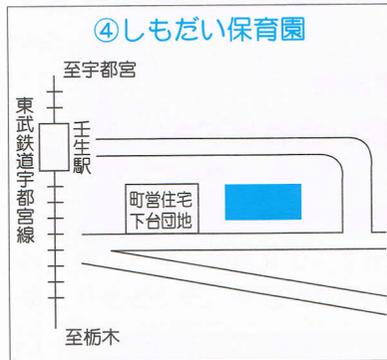
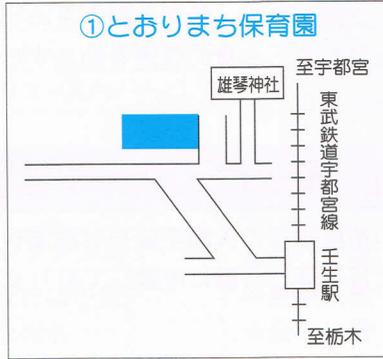
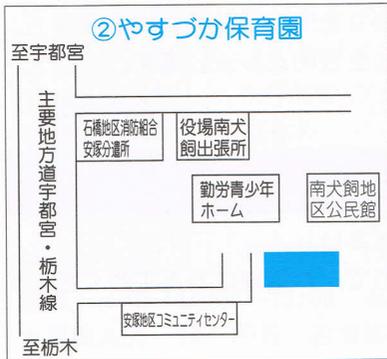
お気軽にご相談ください。



しもだい保育園

## 保育園の所在地

保育園名	所在地	電話番号
① とおりまち保育園	通町16-9	82-0330
② やすづか保育園	安塚1179-1	86-0132
③ いなば保育園	上稲葉935-2	82-1059
④ しもだい保育園	駅東町6-23	82-4815
⑤ すけがい保育園	助谷1165-3	86-0237
⑥ 壬生寺保育園	大師町11-16	82-0811
⑦ ありんこ保育園	壬生丁75-14	82-3137
⑧ メリーランド保育園	下稲葉343-1	82-5921
⑨ 森の子保育園 (平成18年4月から開園予定)	安塚39-1	86-2780



**保育料**

お子さん一人あたりの保育にかか  
る経費は、国・県・町の負担と  
保護者に納めていただく保育料で  
賄っています。町の保育料は原則  
として、入園児童の父母の税額  
(前年分の所得税の課税額及び前  
年度分の市町村民税額) に応じて、  
階層区分が決まります。

## 給食

**3歳未満児**  
昼食は完全給食です。おやつは、  
10時と3時の2回です。

**3歳以上児**  
昼食は、副食のみがです。おやつは、  
3食は持たせていただきます。お  
やつは、3時の1回です。

## 安全会

保育時間中に園内でケガをして  
病院にかかった場合には、保険の  
適用が受けられます。

## 問合せ先

町民生部福祉課児童福祉係

☎ 81-1831

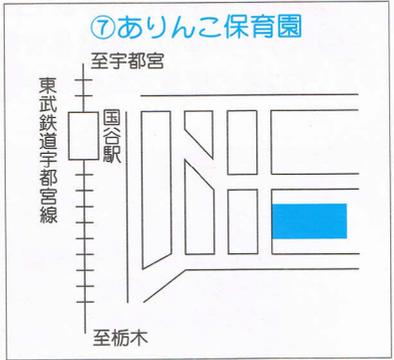
壬生町には、次のような児童福  
祉施設もあり、お子様をお預かり  
しています。保育料等詳細につい  
ては、直接お問い合わせください。

● さくらんぼ共同保育園

☎ 82-3211

● 壬生寺学園

☎ 81-1077



# 平成18年度の幼稚園入園を受け付けます



## 3歳になったら 幼稚園



幼稚園は人生で最初の「学校」です。

幼稚園は幼児教育を行う場であり、文部科学省・教育委員会とのつながりをもつ学校教育の起点であり、幼児を保育し、適当な環境を与えて、心身の発達を助長することを目的としています。

### 幼稚園入園受付 9月1日より

ご希望の方は通園に便利な最寄りの幼稚園での入園手続をお済ませください。

入園案内（願書）は平成17年9月1日以降、各園に用意しておりますので、お気軽におたずねください。

#### 満3歳児入園

平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ

対応については幼稚園により異なりますので各園にお問い合わせ下さい。

#### 対象年齢

3歳児（3年保育）

平成14年4月2日～

平成15年4月1日生まれ

4歳児（2年保育）

平成13年4月2日～

平成14年4月1日生まれ

幼稚園児の保護者には次の公的補助金が支給されます。

※幼稚園就園奨励補助

- 入園児童の父母の税額（前年分の町民税額）に応じて、階層区分が決まります。
- 同時に幼稚園に2人以上通園されている場合は、2人目の保育料が半額になります。
- 第3子以降の児童は保育料が全額免除になります。（同時に通園されていない場合でも、第3子以降の児童であれば該当します）

#### 壬生町幼稚園連合会

おもちゃのまち幼稚園 ☎86-5551

たちばな幼稚園 ☎86-0006

やすづか幼稚園 ☎86-1009

くにや幼稚園 ☎82-1200

月かげ幼稚園 ☎82-0233

2005

# 国勢調査

平成17年10月1日(土)  
9月下旬から国勢調査員がおうかがいいたします。

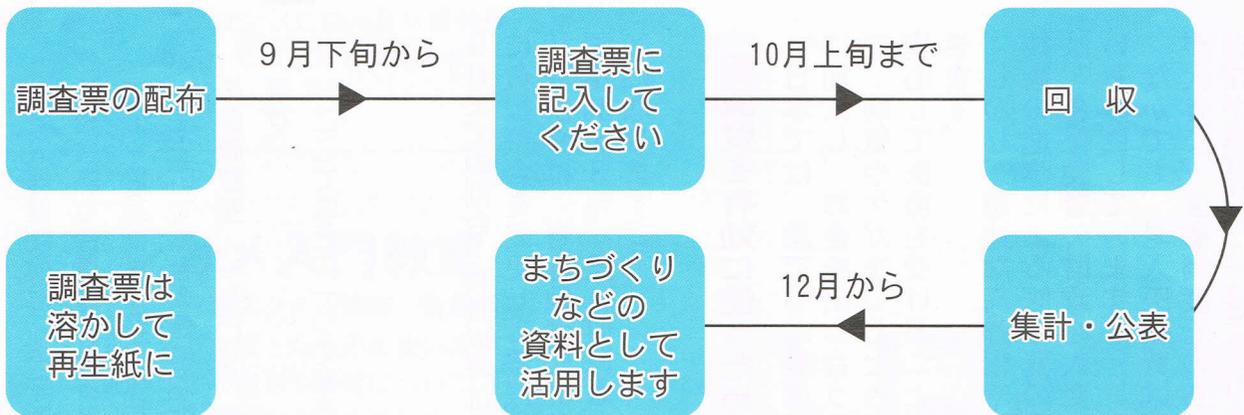


## 国勢調査員が9月下旬から あなたのお宅にうかがいます。 みなさまのご協力をお願いします。

あなたとこのまちの21世紀のために10月1日、国勢調査を実施します。  
5年に1度、日本に住んでいるすべての人を対象に行う大規模な統計調査です。

9月下旬から、国勢調査員が皆さんのお宅に調査票を配りにおうかがいします。調査票がお手元に届いたら、10月1日現在の皆さんの状況を記入してください。記入していただく項目は、男女の別、出生の年月、就業状態、通勤・通学地、住居の種類など17項目です。記入していただいた内容

は、統計を作成するためだけに使い、調査票は集計後に溶かします。調査票に書かれたことが他にもれることは絶対にありませんので、ご安心ください。10月上旬までに、再び国勢調査員が調査票を受け取りにおうかがいします。



調査の結果は、今年の12月から公表します。まず、人口や世帯数の速報値を、その後「高齢者世帯の状況」や「労働力状態、産業別構成」などを順次集計・公表していきます。これらの調査結果は、まちづくりを進める貴重な資料として役立てていきます。現在、日本は少子・高齢化が急速に進んでいます。

みなさんが暮らしやすいまちをつくっていくた

めには、住宅や福祉、医療の面でこういった対策が必要かを、調査結果から探っていきます。そのためには、正しい統計が必要です。もし、みなさんから回答が得られなかったり、回答内容が不正確、不完全だと、精度の低い統計になってしまいます。

あなたのまちの未来のために、あなたの現在を調査票に記入してください。

## 今日を知り 明日を導く 国勢調査

問合せ先 経済部商工観光課 統計係 ☎81-1846

# 老人保健制度

健康で楽しく

豊かな毎日を

すごすために

老人保健制度は、お年寄りの疾病の予防から治療、機能訓練に至る総合的な保健事業を推進するとともに、老人医療費を国民みんなが公平に負担することを目的として行われています。

壬生町でも老人保健制度に基づいて、健康診査、健康相談や各種の健康教室、リハビリ、訪問指導などさまざまな事業を実施しています。

ここではその一つである老人医療制度について紹介します。

## 老人医療制度

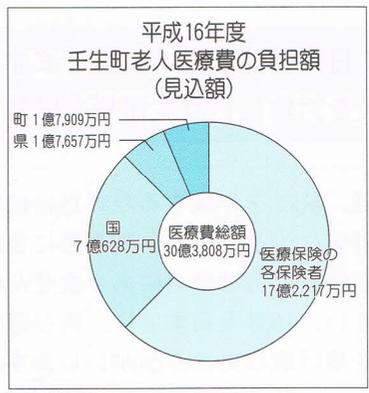
国民健康保険や社会保険などに加入している人が、75歳注(一定の障害のある人は65歳)になると、老人保健でお医者さんにかかることとなります。

これは、加入している健康保険を抜けるのではなく、健康保険のほかにも、国・県・町も医療費を負担することで、本人の医療費を軽減し、お年寄りに安心して治療を受けていただくこととするためのものです。

注 平成14年10月の医療制度改革でそれまでの70歳から75歳になりました。

## 医療費の負担割合

平成16年度の壬生町における老人医療費の負担額は、左のグラフのとおりです。



医療費の負担割合は、医療保険の各保険者(国保・社保・健保など)が61.9%、国が25.4%、県と町は6.3%、6.4%となっています。(平成16年

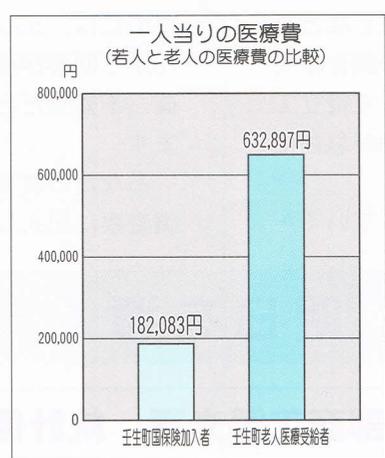
9月までの割合。10月以降は徐々に負担割合を変更して平成18年10月からは、各保険者が50%、国が33.3%、県・町は8.3%になります。)

## 医療費を有効に使うために

日本では、誰でもが健康保険に加入し、お金を出し合うことで、病気やケガをしたときでも安心して医療を受けることができます。

しかし、急速な高齢化や医療技術の進歩による医療費の増加は、各保険者の財政を大変厳しいものにしていきます。

なかでも、老人医療費は負担が大きく、医療制度そのものの存在が困難になってきております。



大切な医療制度を守るためにも、一人ひとりが健康に関心をもち、医療費を有効に使うよう心がけましょう。

適度な運動、バランスのとれた食事など、日頃からの健康づくりはもちろん、健康診査を積極的に受けて、病気の早期発見、早期治療につとめ、健康で楽しく豊かな毎日を過ごしましょう。

# 8月1日、 老人医療の負担割合を 再判定しました

負担割合の変更は  
大丈夫ですか？

老人医療では、1割負担の人と2割負担の人がいますが、この負担割合は前年の所得に応じて、毎年8月1日付けで判定しなおしています。

今回判定の結果、7月までと負担割合が変わった方については、7月中に通知と共に新しい老人医療受給者証をお送りし、旧受給者証は返却の手続きをさせていただきますようお願い致しました。

もし、通知を受け取った方で、まだ旧受給者証の返却をしていない方がおられましたら、至急返却の手続きをお願いします。

負担割合に変更の無い方には特に通知はしておりません。通知の無かった方は、これまでの受給者証を引き続きお使いください。

減額認定証の更新は  
大丈夫ですか？

老人医療該当の方は、世帯全員の住民税が非課税の場合、申請することで低所得者ⅠまたはⅡ該当として「限度額適用・標準負担額減額認定証」という証がもらえます。

これがあると、入院時の医療費限度額と食事代が通常より安くなるので、該当すると思われる方はお申し出ください。

また、この証については有効期限がありますので、以前にこの証を持っていた方も、8月以降再度申請する必要があります。お手持ちの証の有効期限をご確認ください。



## ● ● 負担割合及び減額認定の判定基準 ● ●

一定以上の所得がある人 (2割負担者)	70歳以上の人及び老人保健で医療を受ける人のうち、1人でも一定の所得(住民税の課税所得が145万円)以上の人と同一世帯にいる人にあたります。 ただし、70歳以上の人及び老人保健で医療を受ける人の収入の合計が、2人以上の場合は621万円未満、1人の場合は484万円未満である場合は、その旨申請した場合に限り「一般」の区分と同様になり、1割負担となります。 ※平成17年8月判定から、負担割合判定の基準所得額等が変更になりました。
低所得Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人(低所得Ⅰ以外の人)にあたります。
低所得Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を65万円として計算)を差し引いたときに0円となる人にあたります。 年収例: 単身世帯で年金収入のみの場合65万円以下

※低所得Ⅰ・Ⅱの人は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要となります。

### 保険証や住所が変わったら 必ず届け出をしてください!

老人医療該当の方の住所や保険証の内容に変更があった場合は、必ず役場福祉課までその旨届け出をしてください。届け出がないと、トラブルの原因となりますので、よろしくお願い致します。

なお、稲葉・南犬飼の両出張所でも届け出頂けます。

老人医療についての  
問い合わせ先

民生部福祉課医療保険係  
☎81-1832

# 国民ねんきん

## 付加保険料を納付しませんか？

老齢基礎年金の年金額は794,500円（満額＝40年間保険料納付）ですが、老後により高い年金を受けたいと考えている方は、毎月の保険料（13,580円）のほかに、付加保険料（400円）を上乗せして納付することができます（金額はすべて平成17年度額）。

報酬によって保険料や給付額が増減する厚生年金保険など被用者年金制度の加入者（第2号被保険者）とは違い、国民年金（第1号被保険者）の方は、保険料と給付（老齢基礎年金）額が定額となっています。そのため、将来の生活設計に合わせて基礎年金に上乗せができるよう、公的な年金制度である国民年金基金や個人型確定拠出年金及び農業者が加入できる農業者年金などの制度があるほか、この付加年金があります。これら上乗せ制度の保険料は、国民年金保険料と同じく全額が社会保険料控除の対象となります。

**付加保険料の額は1ヶ月400円。**納めることができるのは、第1号被保険者または任意加入被保険者の方です。（保険料納付の免除・猶予を受けている方や国民年金基金の加入者の方は、付加保険料を納付することはできません）。

付加年金額は「200円×付加保険料納付月数」。

例えば、40年間付加保険料を納付した方の年金受取額

794,500円	+	96,000円（200円×480月）	=	890,500円
（老齢基礎年金）		（付加年金）		（年金合計額）

老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から支給され、老齢基礎年金の繰上げ支給または繰下げ支給を受けるときには、付加年金額もその減額率・増額率に応じて減額・増額されます。

付加保険料の納付手続きについて、詳しくは社会保険事務所へ、また、国民年金基金の加入については、栃木県国民年金基金（☎028-638-9316）へお問い合わせください。

## 保険料は、安心・便利な口座振替で！

### 1. 口座振替の利点？

保険料は、毎月指定した預金口座から自動的に引き落とされ、納め忘れがなく安心です。

申し込み手続きや引き落としには一切手数料はかかりません。

手間と時間が省けますので、お忙しい方にはとても便利です。

※4月1日から早割制度ができ、当月分の保険料を当月末口座振替することで月額40円の割引がされます。これまで口座振替されていた方でも、改めて手続きが必要です。

### 2. いつから振替になるの？

口座振替申出書が、届出された月の末日までに社会保険事務所において処理されれば、翌月末日から振替えられます（末日が休日の場合は翌営業日）。なお、「早割」を申し込みのとき、初回に限り2ヶ月（前月・当月）分が振替えられます。

### 3. 手続きは？

ご希望の金融機関・郵便局の窓口へ

**届出印・預金通帳・保険料の納付書又は年金手帳**を持参し申し込んでください。

※月末近くに金融機関等に届出されると社会保険事務所に届くのが遅れ、希望された振替日に間に合わない場合がありますのでご注意ください。

◆問合せ先 栃木社会保険事務所国民年金業務課 ☎22-6074・6075  
町民生部住民課国民年金係 ☎81-1827

# スポーツ

## 第57回下都賀郡民体育祭 総合第四位



開会式で入場する選手団

第57回下都賀郡民体育祭が7月10日・17日に、岩舟町の岩舟総合運動公園他の会場で行われました。全24種目(うちオープン競技2種目)で争われた大会で、壬生町は総合第4位となりました。

### ●総合順位

- 優勝 大平町 63・0点
- 準優勝 野木町 62・5点
- 第3位 石橋町 54・0点
- 第4位 壬生町 51・5点

### ●種目別成績

#### 優勝

- 議員ソフトボール(5/24開催)
- ソフトテニス
- 軟式野球
- バスケットボール男子
- バスケットボール女子
- 準優勝
- バレーボール男子
- 第3位
- バレーボール女子

## 第22回

## 壬生町民ゴルフ大会

7月6日  
宮の森カントリー倶楽部  
参加者87名(男性76名、女性11名)

### ●成績

総合の部	グロス	ネット
優勝 中尾靖一郎	87	60.6
準優勝 高津戸 功	98	64.4
第3位 宇佐見 正	91	64.6
第4位 小久保次男	84	64.8
第5位 西浜 孝男	77	65.0
男子グロスの部	スコア	
優勝 高橋 正義	74	
準優勝 宇賀神 寿	76	
第3位 毛塚 進	76	
女子グロスの部	スコア	
優勝 鈴木 啓子	85	
準優勝 天野 優子	94	
第3位 谷田貝文子	94	
シニアグロスの部	スコア	
優勝 福田 利造	78	
準優勝 高岩 基治	79	
第3位 大久保益男	79	
グランドシニアグロスの部	スコア	
優勝 横尾 貞一	85	
準優勝 和久井昭治	86	
第3位 福田 穂	87	



左から横尾さん・福田さん・高橋さん・中尾さん・鈴木さん・田中議長

## 第26回壬生町老人クラブ連合会ゲートボール大会

7月6日、壬生町老人クラブ連合会(神永昭次会長)主催のゲートボール大会が、町総合運動場において開催されました。

この大会は、健康の維持向上と会員相互の親睦を目的として毎年開催されています。

今年は、六美Bチームが見事優勝しました。

- 大会結果(6位入賞まで)
- 優勝 六美B
- 準優勝 安塚

- 第3位 中央
- 第4位 上長田
- 第5位 馬場
- 第6位 東下台



優勝した六美Bチーム

## 壬生町身体障害者スポーツ大会兼スポーツ教室

平成17年度壬生町身体障害者スポーツ大会兼スポーツ教室が、壬生町身体障害者福祉会(田中一男会長)と県身体障害者スポーツ協会との共催で、6月29日(水)、町総合運動場体育館において実施されました。参加者28名、県身体障害者スポーツ協会指導員菅谷先生ほか3名の指導のもと、ピッチャイフル他3種目で熱戦が繰り広げられ、気持ちよい汗を流しました。

### ●競技結果

- 競技種目 第1位 第2位 第3位 敢闘賞

- ピッチャイフル 小久保ミイ 朝日 昭 菊地 政和 糸川 キチ
- ミドリレタニック 森 けい子 高木 一正 宇賀神勝男 石村 タケ・菊地 ヨシ
- FDレギュラー 朝日 昭 秋沢 芳夫 甫坂 清 木村 保

※当会には、障害者手帳の保有者であればいつでも入会できます。近所の身体障害者相談員又は町福祉課内の事務局(☎81-1828)へ申し出てください。

# まちのわだい



## 県議会土木委員会に 幹線道路の早期整備を要望

6月29日、県議会土木委員会と県関係者が来町し、壬生中央公民館において、現地調査が行われました。

町からは、清水町長をはじめ町執行部、地元選出の鯉沼義則県議会議員、町議会からは田中議長、高山副議長、大島建設水道常任委員長が出席しました。

町長が、円滑な交通安全確保に支障をきたしている、一般国道352号の大字藤井地内約1,100mについて、歩道の設置等道路拡幅整備の促進を要望しました。



説明をする清水町長



歩道整備が望まれる一般国道352号（大字藤井地内）

## 美味しいお芋がたくさんできるといいな！

### 下稲葉ふれあい農業体験



苗を植える園児たち

農業体験を通して子どもたちに収穫の喜びを味わってもらおうと、6月29日、下稲葉地内において、下稲葉コスモス街道花祭り実行委員会（田辺正会長）、下稲葉営農集団（中嶋正集団長）、壬生町農村生活研究グループ協議会花卉部会「マミーポットみぶ」（鯉沼玲子会長）のみなさんが中心となり、ふれあい農業体験が実施されました。

農業体験をしたのは、メリーランド保育園の年中・年長組の園児34名で、「下稲葉ふれあい体験農園」と名付けられた梁島恵一さん（大字下稲葉872番地）の畑約10aに、サツマイモ苗の植え付けをしました。

園児たちは、「紅あずま」という品種の苗2,000本を、大人の方に手伝ってもらいながら、「美味しいお芋がたくさんできますように」と、一本一本丁寧に植えていました。

## 日本初の木板印刷 「鉄道パネル」を寄贈

おもちゃ博物館北側に建設されたジオラマ棟の鉄道模型の部屋オープンに合わせ、この程、日本で初めてという木板に直接印刷する技術を生かして作製された鉄道パネル（2m40cm×1m20cm他3タイプ）22枚とテーブル（60cm×1m63cm）4脚が寄贈されました。

寄贈したのは、町内に工場を有する大東工藝株式会社（代表取締役原啓二氏）で、寄贈されたパネルは、鉄道模型の部屋やおもちゃ博物館との通路等に飾られ、来場者を楽しませています。是非一度ご覧ください。



寄贈された鉄道パネルの前に  
原代表取締役（左）と清水町長

## 人権講話・ビデオフォーラム

### 『いじめてる君に！ただ見ている君に！』

7月4日、町人権擁護委員協議会（大森忠会長）による人権講話・ビデオフォーラムが、南犬飼中学校において、全校生を対象に開催されました。これは、中学生に人権への理解を深めてもらうため、例年町内の中学校で行われています。今回は「いじめ」をテーマにした渡邊光喜委員からの講話とビデオ「いじめ～その実態と克服の道を探る～」に、生徒たちは真剣に聞き入っていました。



## 人権擁護に貢献

### 表彰される

6月2日、栃木県人権擁護委員連合会の総会が宇都宮市東コミュニティセンターで開かれ、席上、本町の碓氷侑男人権擁護委員が法務省人権擁護局長から、石崎典子人権擁護委員が全国人権擁護委員連合会長から、また渡

邊光喜人権擁護委員が関東人権擁護委員連合会長からそれぞれ表彰されました。

これは、各氏の多年にわたる人権擁護活動並びに人権思想の普及高揚に尽力された功績によるものです。

## きれいなコスモスの花が咲きますように！

### 園児が種蒔きを体験



この程、10月9日に開催予定の下稲葉コスモス街道花まつり会場となる休耕田で、地元園児たちがコスモスの種蒔きを体験しました。

種蒔きを計画したのは、下稲葉花祭り実行委員会（田辺正会長）で、種蒔きをしたのは、メリーランド保育園の年中・年長児30名と、いなば保育園の年中・年長児20名です。

園児たちは、ボールに分けてもらったセンセイションという品種の種を、「きれいな花が咲きますように」と願いを込めて、30aの休耕田に蒔きました。

9月中旬には、約4haの花まつり会場は、4種類の色鮮やかなコスモスの花で埋め尽くされます。

## 下都賀地区

### 社会福祉協議会長表彰を受賞

7月14日、野木町で開催されました下都賀郡社会福祉大会において、中村敏子さんが民生委員児童委員功労者として、壬生町ひまわり会の河野辺福子さん、しもつけ荘職員の福田雅子さん、菊地貴子さんが社会福祉向上に貢献したとして、また、壬生町身体障害者福祉会の中里三次さんが更生援護功労者として表彰されました。



福田さん 中村さん 河野辺さん 菊地さん

## 自分の未来に向かってチャレンジ!

### 第8回壬生町中学生海外派遣団結団式

中学生を海外に派遣し、国際理解と国際交流を目的とした第8回壬生町中学生海外派遣団結団式が、7月16日、役場会議室において、町長をはじめ町議会議長、教育委員長、教育長等が出席し開催されました。

初めに池節子教育委員長が主催者挨拶で、「自分で掴んだチャンスですので、この機会を生かして、目標達成に向かって頑張ってください。」と激励されました。

一方、今回団長を務める鈴木善雄氏（壬生中学校長）が、『町づくりは人づくり』という町当局の熱意と期待に応えるべく、この機会に団員一人ひとりが一回りも二回りも成長してきたいと思います。」とお礼を込めて挨拶されました。また、団員を代表して須釜千晴（壬生中2年）さんが、「皆で力を合わせ、少しでも壬生町、日本の文化とオーストラリアの文化双方を理解し合えるよう努力してきます。そして、この経験を生かし、将来壬生町に貢献したいと思います。」と決意を述べました。

なお、派遣団は鈴木団長、山口英子団長補佐（南犬飼中学校教諭）、団員28名（中学2年生）の総勢30名で、7月30日から8月7日までの9日間、オーストラリア・シドニーに派遣されました。



## 道路愛護功労表彰を受賞

### 上稲葉上町松寿会

6月23日、県自治会館で開催された、県道路愛護連合会の総会において、上稲葉上町松寿会（神永昭次会長）が、平成17年度道路愛護功労表彰を受賞されました。

この表彰は、栃木県と栃木県道路愛護連合会が毎年実施しているもので、道路愛護活動に功労のあった団体や個人に贈られるものです。

上稲葉上町松寿会は、永年にわたり地域内の国道や町道の緑地帯等で、草花の植え付けや除草清掃、空き缶拾い等、道路愛護作業を定期的に行っています。また、同連合会主催の愛護作業コンクール（フラワー部門）には、平成10年度から連続して参加し、平成14年度には最優秀賞を受賞するなど、積極的に道路愛護活動に取り組んでいます。



清水町長

神永会長

## 安塚小・壬生北小

### 交通安全自転車大会で好成績を収める

6月21日、交通安全こども自転車栃木地区大会が、大平町で開催され、本町を代表して出場した安塚小が団体の部で準優勝、壬生北小が第3位、また、個人の部でも入賞するなど好成績を収めました。

同大会は、児童に自転車の安全走行に対する知識と技術を身につけてもらい、交通事故防止を図ろうと、毎年、栃木警察署と栃木地区交通安全協会が開催しているもので、交通ルールなどの学科テストと自転車の正しい乗り方を競う安全走行テストで競われました。



# 平成16年度

## 壬生町人事行政の運営等の状況を公表します

平成16年度における壬生町職員（特別職の職員、臨時職員等を除く。）に係る人事行政の運営等の状況の概要及び栃木県人事委員会からの業務の状況報告を次のとおり公表します。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員の任用状況

##### ① 試験・選考に関する制度の概要

職員の採用は、選考による採用する職以外の職への採用は採用試験によります。

選考により採用する職は、技能労務職、法令上の資格等を必要とする職等です。ただし、選考による採用する職においても、筆記試験、口頭試験等を合わせて選考することができます。

職員の昇任は、試験又は選考によります。

##### ② 採用試験による採用者数

試験により、主事2人及び主事補1人の3人の職員を採用しました。

採用試験については、教養試験、作文試験、面接試験及び健康調査を実施しました。

##### ③ 選考による採用者数

選考により採用した職員の該当はありません。

##### ④ 昇任の状況

昇任の方法は、選考により実施しました。

#### (2) 再任用制度の実施状況

##### ① 再任用制度の概要

壬生町の定年退職者等及び壬生町が組織する地方公共団体の組合の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することができます。任期は、1年を超えない範囲内で65歳まで更新することができます。

##### ② 職員数

再任用職員については、常時勤務を要する職及び短時間勤務の職ともに採用しておりませんので、再任用職員はおりません。

#### (3) 職員の離職状況

○定年退職者……………技能労務職3人の職員が定年により退職しました。

○勲奨退職者、早期退職優遇措置による退職者……………該当はありません。

○普通退職者……………一般行政職1人の職員が退職しました。

○分限免職者、懲戒免職者、失職者、

死亡退職者、任期満了による離職者……………該当はありません。

退職者は合計4人です。

(4) 職員の在職状況

① 職種別職員数（平成16年4月1日現在）

職種別職員数は、国における職種区分に区分すると次のとおりです。

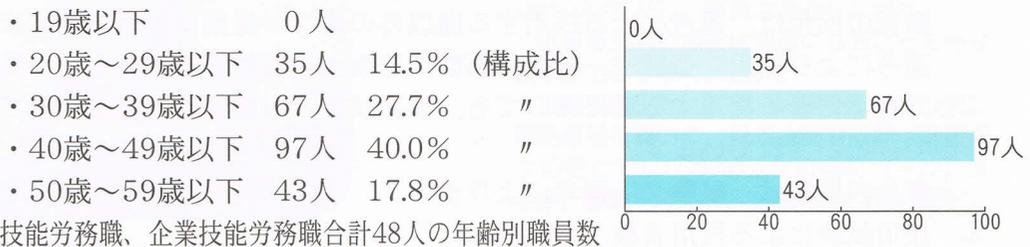


職員数は290人です。

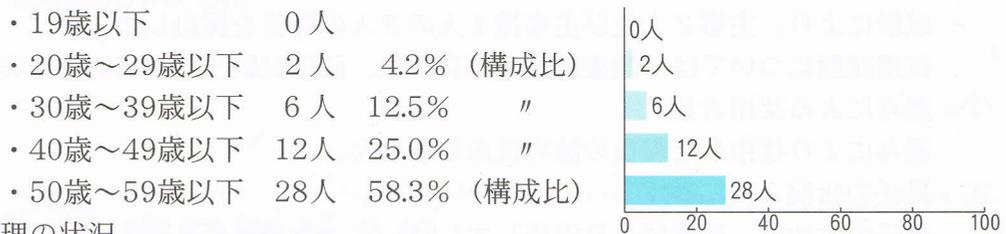
② 年齢階層別職員数（平成16年4月1日現在）

年齢階層別職員数は、次のとおりです。

○一般行政職、税務職、薬剤師・医療技術職、看護・保健職、福祉職、企業職（企業技能労務職を除く。）教育職のその他の教育職合計242人の年齢別職員数



○技能労務職、企業技能労務職合計48人の年齢別職員数



(5) 定員管理の状況

部門別職員数の状況（各年4月1日現在）と主な増減理由は次のとおりです。

区 分	職 員 数 (人)	対前年増減数 (人)			主な増減理由		
		平成14年	平成15年	平成16年			
一 般 行 政 部 門							
議 会	3	3	3	—	—		
総務企画	58	56	56	3	△2	—	
税 務	15	15	15	—	—	—	
民 生	51	54	54	△2	3	—	
衛 生	20	19	18	△2	△1	△1	退職者不補充
労 働	1	1	1	—	—	—	
農林水産	15	15	15	2	—	—	
商 工	3	3	3	△2	—	—	
土 木	31	29	27	1	△2	△2	地域振興対策課廃止による減員
小 計	197	195	192	—	△2	△3	
特別行 政 部 門							
教 育	69	67	63	△2	△2	△4	退職者不補充
小 計	69	67	63	△2	△2	△4	
普 通 会 計 部 門							
小 計	266	262	255	△2	△4	△7	
公 営 企 業 等 会 計 部 門							
水 道	9	9	9	△2	—	—	
下 水 道	10	10	10	—	—	—	
そ の 他	16	16	16	—	—	—	
小 計	35	35	35	△2	—	—	
合 計	301	297	290	△4	△4	△7	

## 2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 人件費の状況

歳出額に対する人件費の割合（平成15年度普通会計決算）は次のとおりです。

壬生町の人口（人） H16. 3. 31	歳出額（千円） A	実質収支（千円）	人件費（千円） B
39,811	10,006,080	489,498	2,170,053
		人件費率（B/A）	平成14年度人件費率
		21.7%	20.8%

（注） 人件費には、特別職の職員に支給される給料、報酬等が含まれています。

### (2) 職員給与費の状況（平成16年度一般会計予算）

給 与 費			
給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	合 計
1,036,036千円	139,186千円	425,047千円	1,600,269千円

（注）1 職員手当には退職手当を含みません。

（注）2 給与費は、当初予算計上額です。

### (3) 職員の平均給料月額と平均年齢（平成16年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均年齢
一 般 行 政 職	347,900円	42.0歳
税 務 職	305,300円	37.8歳
薬 剤 師 ・ 医 療 技 術 職	353,300円	41.3歳
看 護 ・ 保 健 職	307,800円	42.3歳
福 祉 職	287,900円	35.4歳
企 業 職	341,900円	43.5歳
そ の 他 の 教 育 職	393,800円	42.11歳
技 能 労 務 職	237,500円	48.11歳

### (4) 職員の初任給の状況（平成16年4月1日現在）

区 分		支 給 額
一般行政職	大 学 卒	170,700円
	高 校 卒	143,300円
技能労務職	高 校 卒	136,000円

（注） 一般行政職には行政職給料表が、技能労務職には技能労務職給料表が適用され、異なった給与体系になってます。

### (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成16年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	277,600円	335,900円	387,800円
	高 校 卒	221,100円	293,600円	348,600円

（注） 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

### (6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成16年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
標準的な職務内容	主事 主事補	主事	主任	主査	係長 主席主査 主査	課長補佐 副主幹 主席主査
職員数	1人	16人	11人	33人	23人	54人
構成比	0.5%	8.4%	5.8%	17.5%	12.2%	28.6%
区 分	7 級	8 級	計			
標準的な職務内容	課長 主幹	部長 参事 課長				
職員数	33人	18人	189人			
構成比	17.5%	9.5%	100%			

(7) 昇給期間短縮の状況  
昇給期間を短縮した職員は、該当がありません。

(8) 特別昇給の実施状況  
特別昇給職員の職員数に対する割合は、9.3%です。

(9) 職員手当の状況（平成16年4月1日現在）

① 扶養手当の状況

区 分		支 給 額
扶養手当 (月額)	配偶者	13,500円
	扶養親族 2人まで	6,000円(扶養親族でない配偶者がある場合1人については6,500円 配偶者がいない場合にあっては1人については11,000円)
	その他	5,000円
		16歳から22歳の子1人につき5,000円加算

扶養手当は、扶養親族のある職員が支給対象となり、134人に支給しております。

1人平均支給額は、22,100円となります。

② 住居手当の状況

住居手当 (月額)	借家	家賃に応じ27,000円以内
	持家	2,500円（新築又は購入の日から5年間が支給対象）

住居手当は、住宅、貸間等を借り受けている職員及び住宅を新築、購入した職員が支給対象となり46人に支給しております。

1人平均支給額は、13,200円となります。

③ 通勤手当の状況

通勤手当	交通機関利用者	運賃相当額
	自家用車等利用者	月額2,000円～24,500円
	全額支給限度額	月額換算で55,000円

通勤手当は、通勤のため交通機関を利用することを常例とする職員及び自動車等を使用する職員が支給対象となり、249人に支給しました。

1人平均支給額は、4,400円となります。

④ 管理職手当の状況

管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対して、役職に応じ給料の8%から18%の割合で支給となり、63人に支給しました。

1人平均支給額は、63,000円となります。

⑤ 特殊勤務手当の状況

特殊勤務手当は、勤務の特殊性に基づき支給となり、3人に支給しました。

1人平均支給額は、12,800円となります。

⑥ 時間外勤務手当の状況

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務した場合支給となり、127人に支給しました。

1人平均支給額は、30,000円となります。

⑦ 宿日直手当の状況

宿日直手当は、宿日直等勤務した場合支給となり、38人に支給しました。

1人平均支給額は、3,200円となります。

⑧ 期末・勤勉手当の状況

平成16年度 支給割合	期 末	勤 勉
6 月 期	1.4月分	0.7月分
12 月 期	1.6月分	0.7月分
計	3.0月分	1.4月分

⑨ 退職手当の状況

区 分		自 己 都 合	勸奨・定年
支 給 率	勤続20年	21.0 月分	28.0875月分
	勤続25年	33.75月分	43.335 月分
	勤続35年	47.5 月分	60.99 月分
	最高限度	60.0 月分	60.99 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特別措置 (2%～20%加算)	

(注) 整理退職等の場合は加算措置があります。

(10) 勤務時間の状況

職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までで、休憩時間は午後零時15分から午後1時までとし、休息時間は午後零時及び午後3時から15分としています。(1週間当たりの勤務時間は、40時間です。)

なお、施設の開館時間、勤務の特殊性等により、勤務時間等を別に定めている施設は次のとおりです。(1週間当たりの勤務時間は、いずれも40時間です。)

【別に定めている施設】

勤労青少年ホーム、保育園、児童館、ふれあい交流館、公民館、図書館、歴史民俗資料館、嘉陽が丘ふれあい広場、生涯学習館、総合運動場、小学校、中学校

(11) 年次有給休暇

年次有給休暇制度の概要

職員には、1年度当たり原則として20日の年次有給休暇が与えられます。年次有給休暇は、20日を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができます。年次有給休暇は、1日又は1時間を単位として与えることができます。

\*取得した職員は289人で、平均取得日数は、11日3時間です。

(12) 特別休暇

特別休暇制度の概要

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、親族の死亡、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合の休暇です。

特別休暇の種類、休暇の期間、取得状況は次のとおりです。

- ① 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合の休暇で、必要と認められる期間
- ② 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合の休暇で、必要と認められる期間
- ③ 骨髄移植のための登録又は骨髄液提供に係る必要な検査、入院等のための休暇で、必要と認められる期間(ただし、職員の配偶者、父母、子及び兄弟姉妹に骨髄液を提供する場合は該当しません。)
- ④ 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで地震、暴風雨、噴火等による被災地、被災者を支援する活動、身体障害者養護施設、特別養護老人ホームにおける活動及び身体、精神上の障害、負傷、疾病者等の介護支援活動のための休暇で、一の年度において5日の範囲内の期間  
\*以上、取得した職員の該当はありません。
- ⑤ 職員が結婚する場合の休暇で、連続する5日の範囲内の期間  
\*取得した職員は5人で、1人平均4.2日間取得しています。
- ⑥ 女性職員の生理のための休暇で、必要と認められる2日以内の期間  
\*取得した職員の該当はありません。
- ⑦ 妊娠中の女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合の休暇で、必要と認められる期間  
\*取得した職員は2人で、1人平均2.5日間取得しています。

- ⑧ 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響を与えると認められる場合の休暇で、勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間  
\*取得した職員の該当はありません。
- ⑨ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合の休暇で、出産の日までの申し出た期間  
\*取得した職員は1人で、29日間取得しています。
- ⑩ 女性職員が出産した場合の休暇で、出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間  
\*取得した職員は1人で、56日間取得しています。
- ⑪ 生後1年に達しない生児を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合の休暇で、1日2回それぞれ30分以内の期間又は1日1回60分以内の期間  
\*取得した職員の該当はありません。
- ⑫ 職員の妻が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のための休暇で、入院する等の日から出産の日後2週間を経過する日の期間内の2日の範囲内の期間  
\*取得した職員は2人で、平均1.5日間取得しています。
- ⑬ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のための休暇で、一の年度において5日の範囲内の期間  
\*取得した職員は3人で、平均2.3日間取得しています。
- ⑭ 職員の親族が死亡した場合の休暇で、親族に応じ次による日数の範囲内の期間
- |  |    |
|--|----|
| ・配偶者、父母  | 7日 |
| ・子   | 5日 |
| ・祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母                                | 3日 |
| ・孫、叔父、叔母、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、<br>配偶者の祖父母、叔父の配偶者、叔母の配偶者 | 1日 |
- \*取得した職員は22人で、平均3日間取得しています。
- ⑮ 職員が父母の追悼のため特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）を行うための休暇で、1日の範囲内の期間  
\*取得した職員の該当はありません。
- ⑯ 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のための休暇で、7月から9月までの期間における3日の範囲内の期間  
\*取得した職員は286人で、平均2.95日間取得しています。
- ⑰ 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等を行うための休暇で、7日の範囲内の期間
- ⑱ 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関等の事故等により出勤することが著しく困難となる場合の休暇で、必要と認められる期間
- ⑲ 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するための休暇で、必要と認められる期間  
\*以上、取得した職員の該当はありません。

(13) 育児休業及び部分休業

育児休業及び部分休業制度の概要

育児休業は、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しない制度です。育児休業期間中給与は支給されませんが、期末勤勉手当については、基準日以前6か月以内の期間に勤務した期間がある場合は基準日に係る期末勤勉手当が支給されます。また、その子が1歳に達する

日までについては、市町村職員共済組合から、給料日額の40%に勤務しなかった日数（土、日曜日等勤務を要しない日は除かれます。）及び1.25（政令で定める率）を乗じた額が育児休業手当金として支給されます。

部分休業は、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内において職務に従事しない制度です。部分休業の承認は、30分を単位として行われます。部分休業については、勤務しない1時間につき1時間当たりの給与額が減額されます。

育児休業及び部分休業の利用状況は次のとおりです。

\* 育児休業を利用した職員は4人で、平均1年2か月育児休業しています。

\* 部分休業を利用した職員の該当はありません。

#### (14) 介護休暇

介護休暇制度の概要

介護休暇は、職員が任命権者の承認を受けて、負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするための休暇です。この休暇は、連続する6か月の期間内において必要と認められる期間、連続してあるいは断続して取得することができます。介護休暇期間中、勤務しない1時間につき1時間当たりの給与額が減額されますが、介護休暇の開始日から起算して3月を超えない期間については、市町村職員共済組合から、給料日額の40%に勤務しなかった日数（土、日曜日等勤務を要しない日は除かれます。）及び1.25（政令で定める率）を乗じた額が介護休業手当金として支給されます。

介護の対象となる者は、日常生活を営むのに支障がある次に掲げる者です。

- ・ 配偶者、父母、子及び配偶者の父母
- ・ 職員と同居している祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子

\* 取得した職員の該当はありません。

#### (15) 病気休暇

病気休暇制度の概要

病気休暇は、負傷又は疾病のために勤務に服することができない職員に対し、医師等の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させるための休暇です。休暇の期間についての制限は特にありませんが、休暇請求の原因となった傷病に応じ一定期間経過後には休職処分等が行われます。

\* 取得した職員は12人で、平均24日間取得しています。

### 3 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

#### (1) 分限処分

分限処分の制度の概要

分限処分とは、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため地方公共団体の行政が民主的かつ能率的に運営されるよう勤務しなければならないが、一定の事由によってその職責を十分に果たすことができない場合又は職制、定数の改廃や予算が減少したため職員数が過剰になった場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいます。

職員に対する処分として、降任、免職、休職があります。

\* 分限処分による職員の該当はありません。

#### (2) 懲戒処分

懲戒処分の制度の概要

懲戒処分とは、公務員関係の秩序維持を目的として、その秩序を乱す事由に該当する行為について科す行政上の制裁であり、当該職員の責任を問い、戒めることを本質とする処分をいいます。

職員に対する処分として、戒告、減給、停職、免職があります。

\* 懲戒処分による職員の該当はありません。

## 4 職員のサービスの状況

### (1) 地方公務員の服務規律の概要

地方公務員法において、職員のサービスの根本基準を「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定めています。このことから、職員は、全体の奉仕者であるため種々の服務義務や制限が加えられることとなります。服務義務や制限については概ね次のとおりです。

- ① 職員は、服務上の義務を負うことを確認し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを宣誓しなければなりません。
- ② 職員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例等及び上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
- ③ 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。
- ④ 職員は、職務上知り得た秘密を、在職中であると退職後であることを問わず外部に漏らしてはなりません。
- ⑤ 職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければなりません。
- ⑥ 職員は、政党の結成等に関する行為や特定の政党その他の政治団体、又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又は反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又は反対する目的をもってする政治的行為は禁止されます。ただし、地方公営企業に勤務する職員及び単純な労務に雇用される職員については、政治的行為の制限の特例が設けられています。
- ⑦ 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能力を低下させる怠業的行為をしてはなりません。
- ⑧ 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはなりません。

### (2) 服務規律の確保のためにとった措置の概要

職員の綱紀粛正及び服務規律の確保については、次のように行っています。

- ・朝礼（年2回）の際、職員に訓示
- ・定例幹部会議（月1回）において、必要に応じ職員に指示
- ・必要に応じ、文書、庁内イントラネットにより指示

### (3) 営利企業等従事許可の状況

営利企業等従事許可の職及び件数は、次のとおりです。

- ・壬生町保健委員の職 2件
- ・壬生町農事部長の職 2件
- ・壬生町消防団員の職 7件
- ・2005年農林業センサス調査員の職 2件

**\* 営利企業等従事許可は、合計13件です。**

## 5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修の実施状況

壬生町職員研修規程に基づき研修を実施していますが、実施した研修の概要は次のとおりです。

- ① 栃木地区職員研修協議会（栃木市、大平町、都賀町、岩舟町、藤岡町、西方町、壬生町、栃木地区広域行政事組合）が実施する研修
  - ・新採用職員研修ほか15研修 延参加者 91人
- ② 栃木県市町村職員研修協議会が県内市町村職員を対象に実施する研修
  - ・接遇レベルアップ講座ほか21研修 延参加者 40人

- ③ 宇都宮地区広域行政推進協議会（宇都宮市、壬生町、石橋町、上三川町、河内町、上河内町）が実施する研修
  - ・人権問題研修ほか3研修 延参加者 6人
- ④ 財団法人全国市町村振興協会 市町村職員中央研修所及び社団法人日本経営協会が実施する全国の市町村職員を対象とした研修
  - ・監査事務研修ほか16研修 延参加者 17人
- ⑤ その他自主研修
  - ・職員自ら行政課題について取組む研修ほか4研修 延参加者 29人

\* 職員研修に参加した人数は、延べ183人です。

(2) 勤務成績の評定の状況

人事評価制度を導入していないため、導入に向けて検討中です。平成17年度に人材育成計画を樹立し、その計画に基づく人事評価制度の導入を目指します。平成18年度に人事評価制度の立案をし、職員に対する研修、試行等を踏まえて、平成21年度から本格的に導入する予定です。

## 6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康の保持増進対策

職員の健康の保持増進対策として、職員の健康診断を実施しています。健康診断に伴う町の負担額は、職員1人当たり約6,300円です。その他、希望による人間ドック、脳ドックの受診を推奨しています。

(2) 労働安全衛生に関する事項

職員の職場における危険、健康障害を防止するため、また、職員の健康診断の実施その他健康保持増進のため、安全衛生管理責任者、安全衛生管理者、安全衛生推進者、産業医等の安全衛生管理体制を整備しています。

(3) 災害補償の実施状況

職員の公務上の災害（災害とは、負傷、疾病、障害又は死亡をいいます。）又は通勤による災害に対しては、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償などの補償があります。

職員の公務上の災害又は通勤による災害は、該当がありません。

(4) 壬生町職員互助会への補助の実施状況

壬生町職員互助会が実施する職員に対する福利厚生事業に対し、職員1人当たり9,966円の補助をしております。

## 栃木県人事委員会から壬生町長に対する 平成16年度業務の状況報告は次のとおりです。

### 勤務条件に関する措置の要求の状況

係属事案はなく、平成16年度に新たな措置要求はなかった。

### 不利益処分に関する不服申立ての状況

係属事案はなく、平成16年度に新たな不服申立てはなかった。

# みんなの広場



直井勇樹ちゃん (落合)  
(H14. 8. 13生)



今回は10月生まれのアイドルを募集します。  
(締切9月22日)。写真はお返しします。  
応募者多数の場合は抽選になることもありますのでご了承ください。  
写真裏に住所、氏名、保護者名、生年月日、電話番号を書いて、役場企画財政課（直接或は郵便で〒321-0292壬生町通町12-22）または、稲葉・南犬飼各出張所、生涯学習館へ。

## 歴史 民俗 資料館だより

シリーズ

### 判官塚

NHK大河ドラマ「義経」。ご覧になってますか？今回紹介する「判官塚」ですが、滝沢秀明ことタッキー扮する悲劇のヒーロー「源義経」にまつわる伝説です。場所は壬生町域から抜け出した鹿沼市北赤塚町交差点から北に500メートル、国道352号線右手田んぼの中に見える塚が「判官塚（古墳）」です。

「判官塚」の正式名称は「判官塚古墳群1号墳（こちらでは「はんがんづか」と読む）」という歴史とした古墳です。黒川流域の大型古墳を考えるには、壬生町羽生田古墳群と一緒に捉えられる重要な古墳でもあります。

古墳の形は「前方後円墳」、古墳の大きさは「62メートル」、古墳の高さは「6・4メートル」、古墳の築造時期は「6世紀後半頃」、また、源九郎判官義経が隠れたとする石室（亡くなった方を葬る部屋）も露出している栃木県を代表する古墳です。

その塚名の由来する伝説が幾つもありますが、義経の冠を埋めた

ので「冠塚」という名称や、義経が奥州に逃れる際に「身を隠した」として義経の別称をあてた「判官塚」という名称もあります。

さて、現在の歴史では、東国下野の地・壬生を源義経・金売り吉次・武蔵坊弁慶等が往来した事実はありませんが、この国道352号線、特に稲葉地区から鹿沼市樫山地区には幾つかの「義経伝説」が誕生しています。私たちが街の活性化に取りくんている「町おこしに」に通ずるものがあるのかもしれない。



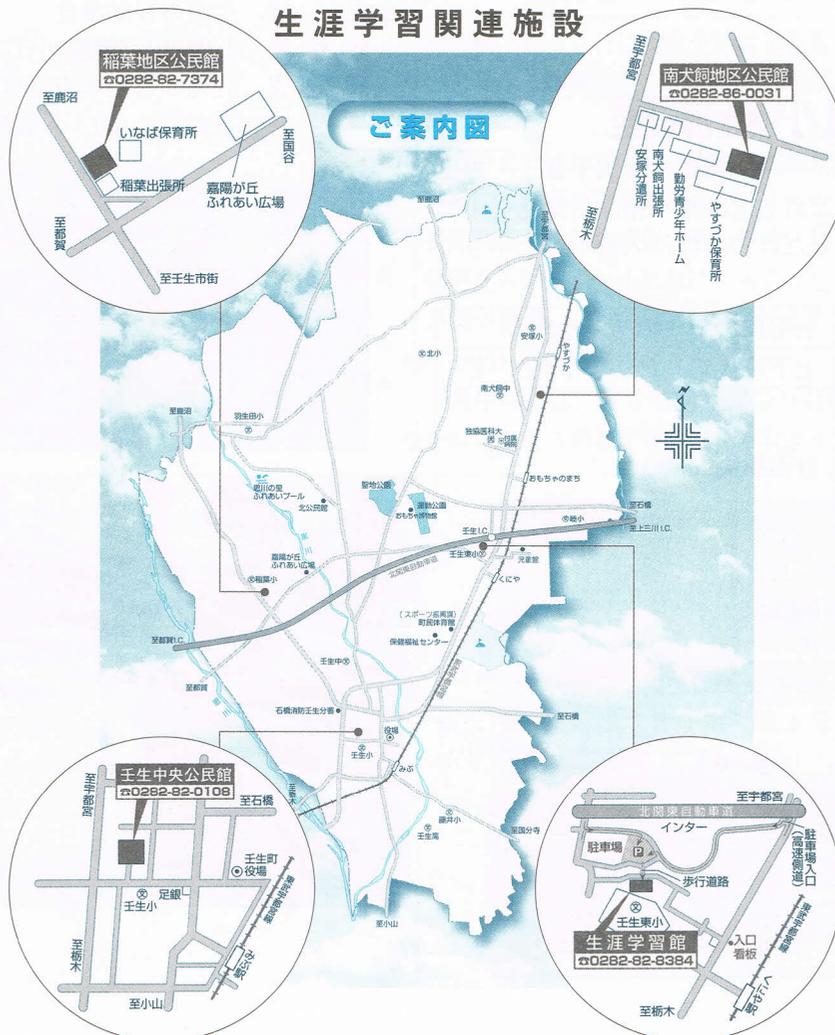
今回で、「義経伝説」は最終回となります。来月からは新たなテーマで「壬生の歴史」を紹介します。お楽しみに！！  
問い合わせ／資料館 ☎82-8544

# 平成17年度 後期 生涯学習関連施設講座案内

## 受 講 生 募 集

施 設	頁	場 所	電話番号 (問い合わせ)
生涯学習館	26～29	落合3丁目5-3	82-8384
壬生中央公民館	30	本丸1丁目8-33	82-0108
南犬飼地区公民館	31	安塚1179	86-0031
稲葉地区公民館	32	上稲葉932	82-7374
児 童 館	33	壬生丁281	82-7388
勤労青少年ホーム	36	安塚1179-3	86-3044
スポーツ振興課	—	壬生甲3828	82-2345
歴史民俗資料館	—	本丸1丁目8-33	82-8544
町立図書館	—	本丸1丁目8-33	82-8543
獨協医科大学	37	北小林880	☎ 87-2475 FAX 86-5678
子育て広場	34	生涯学習館・駅東自治公民館 南犬飼地区公民館	
子育て支援センター	35	保健福祉センター	82-8882

### 生涯学習関連施設



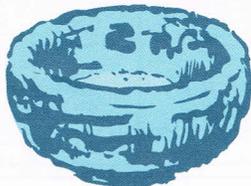
## 陶芸教室（抹茶茶碗作り）

指導者 文星芸術大学 陶芸科

土とふれあう・抹茶茶碗に挑戦!!

①	10/15	土	13:30~15:30	成形
②	10/29	土	13:30~15:30	絵付け、釉掛け、窯入れ
③	11/5	土	9:30~11:30	作品渡し、茶会

- ★募集人員 30名
- ★教材費 1,000円
- ★会場 嘉陽が丘ふれあい広場・体育館



## 北欧風小箱講座

講師 安田千賀子 先生

「エスカ」と呼ばれる北欧風小箱。日常品や小物をしまっておく自分だけのお気に入り小箱を作ってみませんか？

①	10/11	火	上下に仕切りのある小箱(1)
②	10/25	火	上下に仕切りのある小箱(2)
③	11/8	火	自由作品
④	11/22	火	
⑤	12/13	火	
⑥	12/27	火	

- ★時間 10:00~12:00
- ★募集人員 5~10人
- ★教材費 1,500円
- ★持参品 シャープペン、30センチ定規、カッター、カッティングボード、包装紙、手芸用へら、(あれば)木工用ボンド、平たいはけ
- ★会場 生涯学習館

◎申し込みは、9月18日(日)午前9時より生涯学習館で受け付けます。

※定員になり次第締め切り。

※電話での申し込みはできません。

※教材費はおつりがないようにお願いします。

## リトミック ベビーコース・2才児コース

リトミック研究センター栃木第1支局長

加藤玲子 先生

母と子のかかわりの中でリズムの流れや音を通し、感じる心と身体を作ります。ごあいさつ・手合わせパッチン・絵カード・まねっこメロディー・ダンス・マラカスサンバ等。

曜日	日 付
水	10月19日、11月9日、11月16日、11月30日 12月14日、1月11日、1月25日、2月8日 2月22日、3月1日(合同)

- ★募集人員 各コース20組(町内)
- ★会場 生涯学習館講堂
- ★教材費 2,000円(講座初日に徴収)
- ★託児 託児ご希望の方は申込み時に申請して下さい。(尚、人数制限があります。)

※ベビーコース

- ★対象 平成15年10月~16年9月生まれ
- ★時間 10:00~10:50

※2才児コース

- ★対象 平成14年10月~15年9月生まれ
- ★時間 11:00~11:50

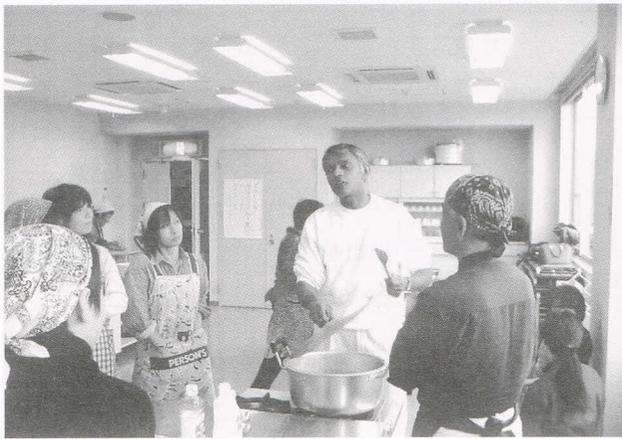


## 外国人講師による母国料理教室

各国の料理をそれぞれの出身国の講師が母国語を交えて教えます。あなたも国際交流を体験

①	10/15	土	ドイツ
②	12/10	土	台湾
③	3/11	土	フィリピン

- ★時 間 10:00～12:30
- ★募集人員 16人
- ★教材費 1,800円（3回分、申込み時）
- ★持参品 エプロン、三角巾
- ★会 場 生涯学習館



## 外国人のための日本語公開講座

ボランティア講師2名

壬生町に生活している外国出身の方が日本語学習を通して、日本の生活習慣等を学び、地域の方とのよりよい交流ができるように講座を開講します。

曜日	日 付
土	10月22日、10月29日、11月19日、11月26日 12月17日、12月24日、1月21日、1月28日 2月18日、2月25日

- ★時 間 10:00～12:00
- ★募集人員 15名
- ★会 場 生涯学習館
- ★教材費 1回100円
- ★持参品 筆記用具

## 元気の出る自然講座

講師 とちぎ自然塾塾長 関谷忠一 先生

とちぎテレビ「イブニング6」フィッシングキャスター

自然との接し方を忘れかけている今日、もっと自然と触れ合って自然に話しかけてみませんか。自然に関する知識や楽しみ方を学び、自然からのメッセージを五感で受け止めることが、講座の目的です。

①	10/18	火	きのこを学ぶ「旬のきのこ鍋」
②	11/15	火	冬はマスの手作り燻製
③	12/20	火	お腹スッキリマンナンライフ「コンニャク作り」
④	1/17	火	春の七草ってな～んだ？「七草粥を食べる」
⑤	2/21	火	寒い夜は手作り豆腐とユバ！湯葉作り

- ★時 間 19:00～21:00
- ★募集人員 25人（先着）
- ★教材費 2,500円（保険料込み）申込時
- ★会 場 生涯学習館





開催日			
11/18	11/25	12/2	12/9
11/18	11/25	12/2	12/9
11/16	11/30	12/7	12/14
11/16	11/30	12/7	12/14
11/24	12/1	12/8	12/15
11/24	12/1	12/8	12/15

●申し込みハガキ記入例

内容毎に1枚のハガキで申込下さい。

**往信** 321-0218

壬生町落合三ー五ー三  
壬生町立生涯学習館  
行

折りまげ

**返信**

(受講申込者)

郵便番号  
住所  
氏名

〇〇講座  
受講申込書

郵便番号  
住所  
氏名  
電話番号  
年齢  
特記事項

第1希望 〇〇講座  
第2希望 〇〇講座

左

右

左

右

※A・C・E講座は託児を行います。

希望者はハガキの特記事項にその旨をご記入下さい。(尚、人数制限があります。)

1. 対象者 壬生町にお住まいの方、又は勤務されている方
2. 申込期限 9月14日(午後4時必着)
3. 申込方法 ハガキ記入例により、往復ハガキにて申してください。(持参可、受講通知用の普通ハガキをお持ち下さい。)  
 ◎受講者の決定(定員数をオーバーした場合は抽選になります。受講者少数の場合は中止になる場合があります。)  
 ◎受講料の他にテキスト代がかかります。

講座名	講座内容	受講料 (テキスト名)	曜日 時間	募集 定員	開催日					
IT基礎 A	インターネット・メール (パソコンをはじめて 触れる方のための講座)	2,200円 テキスト:IT基 礎パソコン入門 FD込み1,000円	金曜日 9:30 ~ 11:30	25人	10/7	10/14	10/21	10/28	11/4	11/11
IT基礎 B			金曜日 18:30 ~ 20:30		10/7	10/14	10/21	10/28	11/4	11/11
ワード C	ワード(xp) ①文字の入力と基本操作 ②作文書の装飾 ③文書の修正 ④図の作成 ⑤罫線表の作成 ⑥はがき文書の作成 ⑦各種設定	5,500円 テキスト:でき るWord2002 OfficeXP版FD 込み1,000円	水曜日 9:30 ~ 11:30	25人	10/5	10/12	10/19	10/26	11/2	11/9
ワード D			水曜日 18:30 ~ 20:30		10/5	10/12	10/19	10/26	11/2	11/9
エクセル E	エクセル(xp) ①データ入力の基礎 ②数式の利用 ③文字の修飾とレイアウト ④印刷の方法 ⑤グラフの作り方 ⑥データベースとしての使い方 ⑦各種設定	5,500円 テキスト:でき るExcel2002 OfficeXP版FD 込み1,000円	木曜日 9:30 ~ 11:30	25人	10/6	10/13	10/20	10/27	11/10	11/17
エクセル F			木曜日 18:30 ~ 20:30		10/6	10/13	10/20	10/27	11/10	11/17
デジタルカメラ G	デジタルカメラの知識 画像の加工	1,500円 テキスト500円	日曜日 9:00 ~ 16:00	25人	10/16					
デジタルカメラ H			土曜日 9:00 ~ 16:00		11/26					

## ※毎月第1日曜日 パソコン室無料開放

(パソコンボランティアの方が常駐します。初心者の方も安心して参加して下さい。インターネット利用可能です。プリンターは利用できません。)

開放日: 9/4 10/2 11/6 12/4 2/5

※3/5 (学習館フェスティバルのパソコン教室)

利用時間: 午前の部 9:00~12:00 午後の部 13:00~16:00 (来館者多数の場合は制限時間有り)

申込方法: 当日壬生町生涯学習館に直接来館

- ◎申し込みは、9月17日(土)午前9時より壬生中央公民館で受け付けます。
- ※定員になりしだい締め切り。
- ※電話での申し込みはできません。
- ※教材費はおつりが無いようにお願いします。

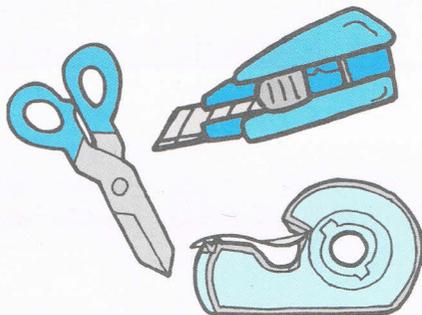
## ● グラスアート

金野晴美 先生

グラスアートは、スタンドガラスの雰囲気をそのままに、より簡単に、短時間で安全に作品を作ることができる、今までになかったクラフトです。みなさんも一緒に作ってみませんか？

①	10/13	木	フォトフレーム 直線 (直線の練習)
②	10/27	木	フォトフレーム (曲線の練習)
③	11/10	木	シュガーポット
④	11/24	木	アートライトあかり (クリスマスのライトアップに)
⑤	12/8	木	アートライトあかり
⑥	12/22	木	アートライトあかり
⑦	1/12	木	いるかのティッシュケース
⑧	1/26	木	チューリップの鏡
⑨	2/9	木	チューリップの鏡
⑩	2/23	木	チューリップの鏡

- ★時間 10:00~12:00
- ★募集人員 15名
- ★会場 壬生中央公民館 (学習室)
- ★教材費 21,000円 (10回分)
- ★持参品 カッター、はさみ、カッティングマット、油性ペン、他



## ● 絵手紙

日本絵手紙協会公認講師 高橋 進 先生

絵手紙は絵を描いて短い言葉を添える手紙です。「へたでいい へたがいい」が合言葉。絵が苦手な人もお待ちしております。やってみたい気持ちがある方、どなたでも歓迎します。

①	10/5	水	絵手紙は「へたでいい へたがいい」 目指すは上手下手を超えたへた
②	10/19	水	書いて楽しい、もらって嬉しい。 絵手紙は心のキャッチボール
③	11/2	水	絵手紙にはルールは無い。 色々な方法でかいてみる。
④	11/30	水	絵手紙で年賀状をかく。 世界に一枚しかない年賀状
⑤	12/7	水	自然こそ最高の先生。 心は王様、手は家来
⑥	12/21	水	絵手紙は絵と字と言葉の三重奏。 言葉が主役、絵はむしろ脇役
⑦	1/18	水	絵手紙達人は生き方達人
⑧	2/1	水	才能とは『集中する力のこと』 『続ける力のこと』
⑨	2/15	水	絵手紙はみんなラブレター
⑩	3/1	水	風景も描いてみよう (温かい身支度で)

- ★時間 13:30~15:30
- ★募集人員 20名
- ★会場 壬生中央公民館 (実技実習室)
- ★教材費 実費
- ★持参品 描きたいもの (10/5は、野菜・果物・木の葉) 道具は用意いたします。



◎申し込みは、9月17日(土)午前9:00より  
南犬飼地区公民館で受け付けます。  
※電話での申し込みはできません。

## CDアルバム作成教室

マイクロソフト認定スクール講師

デジカメ画像をCDへ保存する方法、デジカメ画像の簡単な一部修正及び切り抜き、デジカメ画像への文字入力等を修得しましょう。

①	10/8	土	デジカメ画像のパソコンへの取り込み方・文字入力の確認
②	10/15	土	画像への簡易文字入力・画像の一部修正とトリミング(一部切り抜き)
③	10/22	土	パソコンからCDへのライティング方法
④	10/29	土	画像への利用方法(レイアウト印刷)・印刷の詳細設定方法

- ★時間 13:30~16:00
- ★募集人員 20名(定員になり次第締め切ります)
- ★会場 南犬飼地区公民館
- ★教材費 1,000円(テキスト代・CD・RW媒体1枚込み)
- ★持参品 パソコン(CD・RW搭載機)・デジカメ・CD・RW媒体1枚

## フラワーアレンジメント教室

フラワー装飾技能士 丸山幸子 先生

季節・行事を花で楽しむフラワーアレンジメント教室です。

①	10/15	土	花と出会い・オーバル(楕円型)
②	11/19	土	テーブルの飾り花・水平型(水平型)
③	12/17	土	クリスマス用飾り花・クレセント(三日月型)ローソク付
④	1/21	土	花束をアレンジメントにする・スプレーシェーブ(自然茎型)
⑤	2/18	土	入学式・卒業式時のコサージュ・スリーポイント(バラなど)・ノーズゲイ(小花など)

- ★時間 10:00~12:00
- ★募集人員 15名(定員になり次第締め切ります)
- ★会場 南犬飼地区公民館
- ★教材費 毎回2,000円~2,500円程度(花器含む)
- ★持参品 ハサミ・新聞紙・筆記具

## デジカメ入門教室

写真スクール講師 齋藤信昭 先生

デジタルカメラを買ったものの使い方がよく分からない...という方、撮影や活用について、楽しく学んで見ませんか。屋外の実技を通して、デジカメ撮影のコツを身につけよう。

①	10/8	土	使い方の基本等
②	10/15	土	使い方の応用・撮影のポイント
③	11/19	土	実技・わんぱく公園にて
④	11/26	土	プリント・講評

- ★時間 10:00~12:00
- ★募集人員 15名(定員になり次第締め切ります)
- ★会場 南犬飼地区公民館
- ★教材費 1,500円
- ★持参品 デジカメ・筆記用具



## 稲葉地区公民館

◎申し込みは、9月17日(土)午前9:00より  
稲葉地区公民館で受け付けます。  
※電話での申し込みはできません。

### 革工芸教室

日本手工芸指導協会師範講師

NHK文化センター講師

押久保佳代子 先生

独自の作品を作り、あなただけのおしゃれをして  
みませんか。革は使えば使うほど味わいができます。

①	10/4	火	小銭入れ
②	11/1	火	〃
③	11/15	火	小銭入れ仕立て
④	12/6	火	バッグ
⑤	12/20	火	〃
⑥	1/17	火	〃
⑦	1/31	火	〃
⑧	2/7	火	〃
⑨	2/21	火	〃
⑩	3/7	火	ブローチ

★時 間 13:30～15:30

★募集人員 10名

★会 場 稲葉地区公民館

★教材費 10,000円(10回分)

★持参品 エプロン、クロス(布きれ)、ゴム  
手袋

### 親子料理教室

料理研究家 鈴木久美 先生

親子で一緒に楽しいスイーツ

①	10/1	土	カンタンなのにプロの味 なめらかプリン
②	11/5	土	みんな大好きコロコロクッキー
③	12/3	土	混ぜて、冷やしてできあがり レアチーズケーキ

★時 間 9:30～11:30

★募集人員 10組(小学生の親子20人まで)

★会 場 稲葉地区公民館

★教材費 1,500円(1人1回500円×3回)

★持参品 ふきん、三角巾、エプロン等



### 民話を聞くつどい

民話は心の古里、愉快な話、こわい話など次から  
次へとお話を展開していきます。お子さんも大歓迎!!

①	10/15	土	民話を楽しむ
②	11/19	土	〃
③	12/17	土	〃

★時 間 10:00～12:00

★募集人員 30名

★会 場 稲葉地区公民館

★語 り 部 みぶ民話の会

# 児童館

## 開館・閉館時間

4月～9月 9:30～18:00

10月～3月 8:30～17:00

## 小学生対象教室

受付は、実費を添えて各教室の一ヶ月前からです。

①	9/25	日	忍者修行
②	10/1	土	ソーイング
③	11/12	土	科学遊び(植物の色素遊び)
④	11/26	土	パソコン(年賀状を作ろう)
⑤	12/3	土	アレンジメント(リース作り)
⑥	12/24	土	料理教室(プチクリスマスパーティ)
⑦	1/7	土	凧作り
⑧	2/4	土	科学遊び(化学マジックで絵を描こう)
⑨	2/25	土	パソコン(名刺)
⑩	3/25	土	料理教室(チャレンジメニュー)

- ★時間 10:00～12:00 忍者修行は午後
- ★募集人員 10～20名 忍者修行は40名
- ★会場 壬生町児童館
- ★教材費 実費が必要なものもあります

## 児童館の祭り・行事

①	9/17	土	お月見会 幼児と小学生
			受付 8月16日(火)
②	11/6	日	児童館祭り 小学生
			受付 10月5日(水)
③	11/19	土	バスに乗ってりんご狩り 親子・小学生
			受付 10月18日(火)
④	12/17	土	餅つき会 幼児と小学生
			受付 11月16日(水)
⑤	1/28	土	節分会 幼児と小学生
			受付 1月6日(金)

- ★時間 10:00～12:00
- ★募集人員 60～120名 りんご狩りは40名
- ★会場 壬生町児童館
- ★参加費 りんご狩りは実費500円 他無料

## ほっと・ぶれいくサロン

新米ママ、ほっと一息、お茶を飲んだり、おしゃべりをしたり、簡単なものを作ったり…ひとときのゆとりをどうぞ、何回でも参加できるよ。

①	9/9	金	万華鏡
②	10/21	金	リズムに合わせて
③	11/18	金	ミニツリー
④	12/9	金	プレゼントカード作り
⑤	1/20	金	親子体操
⑥	2/17	金	おしゃべりタイム

- ★時間 10:30～12:00
- ★募集人員 各10人(申し込み多数の時は抽選)
- ★会場 壬生町児童館
- ★教材費 実費が必要です
- ★持参品 上履き

## 小学生プチ工作教室

①	9/8～10	木～土	ミサンガを作ろう
②	10/20～22	木～土	ビーズコースター
③	11/17～18	木～金	マフラーを作ろう
④	12/8～10	木～土	クリスマスリースを作ろう
⑤	1/19～21	木～土	ビーズコースター
⑥	2/16～18	木～土	びっくり箱作り

- ★時間 14:00～17:00 土曜は午前中も実施
- ★募集人員 各日5名程度
- ★会場 壬生町児童館
- ★教材費 実費が必要なものもあります。



## 壬生町子育て支援グループ「ポケット」

子育てでイライラしていませんか。  
一人で悩んでいませんか。  
いきいきと子育てをして、お子さんはすくすく!!  
先輩やお友達とおしゃべりをして悩みを解消、また子  
育ての情報もキャッチ!楽しい子育てをしましょう。

### ●ほっとサロン

“思春期のお子さんをもつお母さんの〈ほっとサロ  
ン〉”この頃の子どもがわからない!子どもとどう  
接したらいいの?など不安や心配を話し合いません  
か。いつでも気軽に来てネ。

- ★開催日 毎月第3火曜日
- ★時間 10:00~12:00
- ★会場 壬生町立生涯学習館
- ★費用 50円(お茶代)
- ★申込受付 ☎86-1437(池)

### ●のびのびひろば

①	10/20	木	タオルで変身(タオルで動物作り)
②	11/17	木	ママといっしょにおやつづくり
③	12/8	木	おりがみでクリスマス
④	1/19	木	でんでん太鼓
⑤	2/16	木	エプロンシアター
⑥	3/16	木	「親子でリズム」(リトミック)

- ★時間 10:30~11:30
- ★対象 未就学児と親
- ★募集人員 20組
- ★会場 駅東自治公民館
- ★教材費 1回200円(親子1組)
- ★申込受付 ☎82-7108(齊藤)  
☎82-6217(早乙女)

### ●すくすく広場

①	10/27	木	芋ほりを体験しよう!
②	11/24	木	虹色とんぼを飛ばそう!
③	12/22	木	クリスマス会(パネルシアター)
④	1/26	木	鬼とおにごっこ
⑤	2/23	木	親子でこちょこちょ体操
⑥	3/23	木	作ってあそぼう! グローブシアター

- ★時間 10:30~11:30
- ★対象 未就学児と親
- ★募集人員 20組
- ★会場 南犬飼地区公民館
- ★教材費 1回200円(親子1組)
- ★申込受付 ☎86-2184(藪田)  
☎86-0031(南犬飼地区公民館)

## 子育て広場

### ●いちごサロン

お子さんを幼稚園に送りだしたあと、ゆったりと子  
育てのこと自分のことを考えてみませんか。

①	10/28	金	整体マッサージ (ダイエット効果あり)
②	11/25	金	「教えられる?いまの算数」 千種仁美先生
③	12/16	金	「おしゃれな箸袋&ポチ袋」作り
④	1/27	金	簡単キーケース作り
⑤	2/24	金	食育について 「食事の大切さについて考えて みよう」
⑥	3/9	木	親子でそば打ち

- ★時間 10:00~11:30
- ★対象 幼稚園児の親
- ★募集人員 20名
- ★会場 壬生町立生涯学習館
- ★費用 1回100円(コーヒー代)
- ★申込受付 ☎86-0865(井上)  
☎86-1437(池)

### ●親子ふれあいサロン

①	10/14	金	ストローで魚つり
②	11/11	金	「冬の子どもの病気と予防につ いて」保健師さん 工作…パラパラきのこ
③	12/9	金	クリスマス会 ・パネルシアター ・クリスマスモービル
④	1/13	金	ふしぎな世界(色あそび)
⑤	2/10	金	うどんを作って食べよう!!
⑥	3/10	金	パペットであそぼう!!

- ★時間 10:00~11:30
- ★対象 未就学児と親
- ★募集人員 20組
- ★会場 壬生町立生涯学習館
- ★教材費 1回200円(親子1組)
- ★申込受付 ☎86-1437(池)

## 子育て支援センター ☆ひよこ☆

どんなふうにご子供と遊べばよいかわからない時、子育ての情報が欲しい時、サークル活動や仲間作りがしたい時、遊ぶ場所がない時、子育てについて誰に相談すればよいかわからない時など、気軽に利用できる場所です。

- ★日 時 月～金曜日 午前9:00～午後4:30
- ★対 象 0～6歳の子と保護者
- ★利 用 料 無料
- ★場 所 壬生町子育て支援センターひよこ（保健福祉センター内）  
〈母子保健検診指導室での活動日は「ひよこだより」でお知らせします〉
- ★電 話 ☎0282-82-8882  
※相談は、電話でもお受けします。

## ● にっこりタイム

- ★日 時 金曜日 10:30～11:30 ※「ひよこだより」に予定を掲載します。
- ★内 容 うた・体操・読みきかせ・親子ふれあい遊び・製作などテーマを決めて行います。

## ● たっちエンジェル

(1歳児相談)

- ★日 時 10/11・11/8・12/13・1/17・2/14・3/14  
10:00～11:30 (受付10:00～10:30)
  - ★対 象 1歳児 (健診時通知します)
  - ★場 所 母子保健検診指導室
  - ★内 容 身長体重測定・記念 (手型足型、写真)  
読みきかせ・ふれあい遊び・自由遊び  
育児相談 (保育士・保健師・栄養士・  
母子保健推進員)
- ※午前のひよこの活動はお休みです。

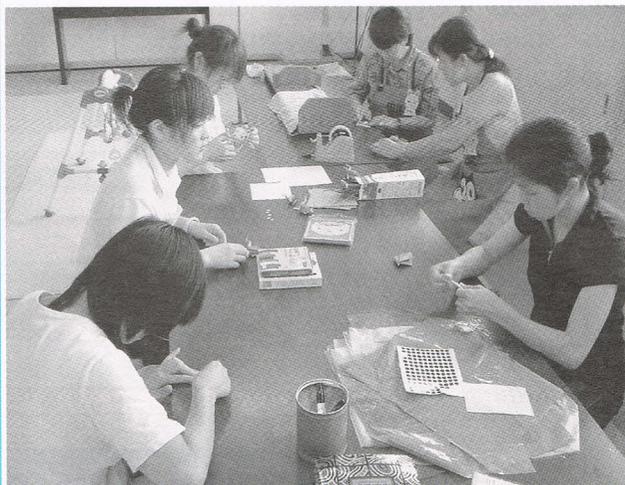


たっちエンジェルでママといっしょに手遊び・うた遊びをして楽しむ様子。

## ● チャピールーム

(子育てひろばと育児相談室)

- ★日 時 10/27・11/24・12/15・1/26・2/23・3/30  
9:00～16:30
- ★対 象 0～6歳の子と保護者
- ★場 所 母子保健検診指導室
- ★内 容 育児相談 (保育士・保健師・栄養士・  
母子保健推進員)  
身長体重測定・情報交換・仲間作り・  
読みきかせ・ふれあい遊び・自由遊び



チャピールームで色とりどりのてるてる坊主を作りました。

## 講座受講生募集

♪ただ今第二期講座受付中！多数のご参加お待ちしております♪

### 【第二期講座案内】 9月～12月

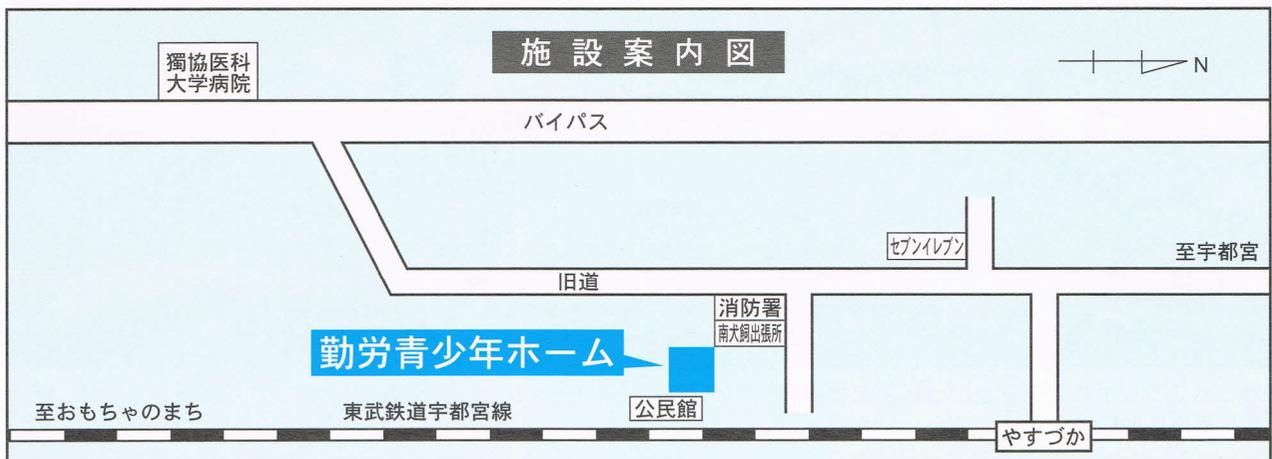
講座名	曜日	期間	回数	定員	内容	教材費
華道	月	9/26～12/12	8	20	初心者でも安心、基本花型から学べます	8,000円
ゴルフ	月	9/5～11/21	10	20	ゴルフの基礎を中心に指導します	2,000円
着付けとマナー	火	9/20～11/22	8	10	マナーから、1人で着物が着られるまで	実費
合気道	水	9/7～11/30	10	20	簡単な護身術を身に付けたい方は是非	2,000円
料理	水	9/14～11/16	8	15	手軽にできる家庭料理やデザートを作ります	6,000円
フラワーデザイン	水	10/12～12/21	5	15	色とりどりの花やドライフラワーをアレンジ	10,000円
テニス	木	9/8～11/17	10	40	ラケットを持ったことのない人から上級まで	2,000円
英会話	木	9/29～12/8	10	20	簡単な日常会話から指導します	1,000円
茶道	木	10/6～12/15	8	6	割り稽古、運び手前など基本から学びます	1,600円
エアロビクス	金	9/16～12/9	10	30	健康維持とシェイプアップにぜひ挑戦を	1,000円

### 【第三期講座案内】 1月～3月

講座名	曜日	期間	回数	定員	内容	教材費
華道	月	1/16～3/20	8	20	初心者でも安心、基本花型から学べます	8,000円
3Dシャドウボックス	火	1/17～3/14	8	15	平面の絵から素敵な立体アートを作ります	実費
合気道	水	1/18～3/22	8	20	簡単な護身術を身に付けたい方は是非	2,000円
英会話	木	1/19～3/9	8	20	簡単な日常会話から指導します	1,000円
茶道	木	1/26～3/16	8	6	割り稽古、運び手前など基本から学びます	1,600円
エアロビクス	金	1/20～3/17	8	30	健康維持とシェイプアップにぜひ挑戦を	1,000円

※都合により日程は変更になる場合もあります。【詳細については勤労青少年ホームまで。】

- ★受講資格 町内居住者及び町内の企業・事務所自営等で働く30歳までの方。
- ★申込方法 勤労青少年ホームにある申込用紙で直接申込ください。定員に限りがありますのでお早めにご参加ください。教材費は申込時にご持参ください。
- ★開講時間 華道・料理・茶道…午後6時30分～ その他の講座…午後7時～
- ★問合せ先 壬生町勤労青少年ホーム ☎(FAX兼) 86-3044 開館時間 13:00～21:00 (土・日・祝祭日…休館)
- ★所在地 消防署(安塚分遣所)・役場南犬飼出張所 東側  
※軽運動室、音楽室、会議室等の個人、団体利用も受け付けています。お気軽にお問合わせください。



健康講座

メインテーマ 「最新機器による先端医療」

日時・会場	テーマ・講師	受講料	定員
① 9/10(土) 13:30~15:00 獨協医科大学 120番教室	① 「ガンマナイフによる脳転移などの治療」 講師 獨協医科大学 脳神経外科学教授 金 彪	1,500円 (3回分)	100名

紅葉講座 (パソコン教室)

日時・会場	テーマ・講師	受講料	定員
10/11(火) 10/18(火) 10/25(火) 11/1(火) 11/8(火) 11/15(火) 18:00~19:30 毎週火曜日全6回 獨協医科大学 マルチメディア教室	「はじめてのパソコン画像編集」 講師 医学情報センター教員 他	5,000円 (6回分)	50名

※健康講座、パソコン教室ともに実施開始日の1ヵ月前から受付を行います。定員になり次第締め切りさせていただきますので、お早めにお申し込み下さい。〔電話・FAXのみ〕 ☎87-2475 FAX86-5678



# 壬生中学生が “絵手紙” で高齢者と心の交流



生徒が描いた絵手紙が、お年寄りの心を和ませています。

絵手紙を作成したのは、壬生中学校の生徒で、JRC委員会の生徒が年間活動の一つとして企画し、これに賛同した生徒や選択教科の美術を選択した生徒たちです。絵手紙は、季節の野菜や花を題材に描かれ、「暑い夏がやってきます。お体に気を付けてお過ごしください。」と優しい言葉が書かれています。

7月上旬に作成した絵手紙は、町が社会福祉法人栃の木会に委託

して実施している、在宅のひとり暮らし高齢者等への配食サービスのお弁当に添えて、7月下旬、町シルバー人材センター職員の手で届けられました。届けられたのは43枚で、今回お届けできなかった配食サービスを利用されている高齢者のみなさんには、2学期、3学期を通して、心のお便りが届けられることとなります。



篠原 あいみ 愛生ちゃん姉妹 (落合)

町では、第3子以上の児童を養育している方に「すこやか子育て支援金」を交付しています。

## すこやか子育て支援金

※支援金の受給要件、申請方法は、町福祉課児童福祉係 (☎81-1831)へ

## 社会福祉協議会へ寄付

(○)数字は寄付回数

- 大塚美代様 ① 5千円
- ㈱栄商事様 ④ 1万3千277円
- 中間法人日本郷土民謡 喜峰会様 5万円
- ② ダンス木曜会様 ⑭ 6千円
- 壬生町女性会様 ⑳ 3千円



のれん 「風を感じて」



藤井小 6年 倉井 雅裕



藤井小 6年 長 茉衣子



絵画 「身近な風景」

## まちのうごき

8月1日現在

総人口	40,042 人	( 11)
男	19,618 人	( 2)
女	20,424 人	( 9)
世帯数	13,575 世帯	( 11)
	( )内は前月比	

## 9月の納税等

- 国民健康保険税 (3期)
- 介護保険料
- 納期限 (普通徴収・3期) 9月30日